

風力発電施設に係る騒音対策技術等に関する分科会
設置要綱(案)

平成 25 年 12 月 10 日

1. 目的

風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会では、一般的な風力発電施設からの騒音の測定手法等について幅広く検討を実施しているところであるが、風力発電施設から発生する騒音のメカニズムについて把握し、対策技術の進捗状況についても十分に把握することは、今後の検討および施策検討において必要不可欠である。

そこで、風力発電施設の騒音発生メカニズム等について把握し、対策技術の進捗状況について知見を収集するため、風力発電施設に係る騒音対策技術等に関する分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

2. 調査検討内容

風力発電施設から発生する騒音について、機器別の騒音発生メカニズムおよび施設における騒音対策技術等の現状等について情報収集・調査検討を行う。

3. 組織等

- (1) 分科会は、学識経験者等のうちから風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会(以下、「検討会」という。)座長が参集する者をもって構成する。
- (2) 分科会に検討会座長が指名する主査を置き、主査は分科会の会務を総理する。
- (3) 分科会において特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じて学識経験者等、検討事項に関連ある者を出席させることができる。

4. 会議の公開等

- (1) 本検討会は原則として公開とする。ただし、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれのある場合は、主査の判断により非公開とすることができる。
- (2) 本検討会における配付資料は、会議終了後原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれのある資料は「検討会限り」である旨明記し、非公開とすることができるものとする。
- (3) 議事録は、公開するものとする。ただし、公開することにより、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれのある場合は、非公開とすることができるものとする。なお、議事要旨については分科会終了後公開するものとする。

風力発電施設に係る騒音対策技術等の検討に関する分科会 名簿（案）

塩田 正純 元工学院大学工学部教授

勝呂 幸男 一般社団法人日本風力エネルギー学会会長

橘 秀樹 千葉工業大学附属総合研究所教授

船場 ひさお フェリス女学院大学音楽学部講師

前田 太佳夫 三重大学大学院工学研究科機械工学専攻教授

町田 信夫 日本大学理工学部教授

森下 達哉 東海大学工学部教授

吉田 茂雄 九州大学応用力学研究所教授

地方公共団体

地方公共団体

（50音順、敬称略。所属は平成25年12月現在）

（注：「 」は主査）